

四国電力伊方原発3号機再稼働問題に関する 広島市長への質問

2013年11月11日

広島市長 松井 一實 様

日頃の広島市民のためのお働きに深く感謝いたします。

先の広島市議会に「四国電力伊方原発3号機再稼働に反対する広島市議会決議を求める請願」を提出させていただきました広島市の市民グループ「結・広島」と申します。

さて、「四国電力伊方原発3号機再稼働に反対する広島市議会決議を求める請願」は、先の広島市議会9月26日の「経済観光環境委員会」において審査されました。

経済観光環境委員会委員長の豊島岩白議員は、この委員会での審議に先立ち、広島市当局に四国電力伊方原発3号機再稼働問題に関する見解を求めました。

9月26日の「経済観光環境委員会」に提出された広島市当局（広島市環境局温暖化対策課）からの回答は【別紙1】の通りの内容でした。

原発が過酷事故を起こす可能性を持つことは、現在、原発規制行政の前提となっています。広島市は伊方原発から直線で100kmに位置し、伊方原発で苛酷事故が起こった場合、深刻な影響を被ることが、原子力規制委員会の行ったシミュレーションに基づいて予測されます。したがって、四国電力伊方原発3号機再稼働問題は、広島市民の「生存権」の問題です。

一方、広島市・広島市議会は、広島市民の生命・健康・財産に対して第一義的責任を負っているはずですが、

ところが、この広島市当局（広島市環境局温暖化対策課）からの回答は、「『原子力発電の再稼働については、国及び関係当事者において判断される』と広島市は考えている。」というものです。伊方原子力発電所3号機の再稼働について、広島市は主体として考えることは何も無く、国及び関係当事者に判断を任せる、と言っています。ここには、広島市民の生命・健康・財産に対する第一義的責任を果たそうとする態度はまったく読み取れません。地方自治体として、あり得べからざる態度であると考えます。

そこで、広島市長に質問させていただきます。

【別紙1】の広島市当局（広島市環境局温暖化対策課）からの回答に示された見解は、広島市長の見解と考えてよろしいのでしょうか？

公務ご多忙の中、甚だ恐縮ではありますが、2013年11月18日までに回答を、できれば書面にてお願いいたします。ご回答は11月18日午後5時ごろに受け取りにお伺いします。

なお、ご回答は、「結・広島」のWebサイト及びチラシにて公表させていただきますことを申し添えておきます。

ご回答のほど、よろしくお願い申し上げます。

市民グループ『結・広島』

〒736-0087 広島市安芸区矢野町752-29

代表：原田二三子

『結・広島』Webサイト <http://hiroshima-net.org/yui/>

【別紙 1】

(広島市議会) 経済観光環境委員会 (に対する) 提出資料
平成 25 年 9 月 26 日
(広島市) 環境局温暖化対策課

○請願 36 号 (平成 25 年 9 月 17 日受理)

四国電力伊方原発 3 号機再稼働に反対する広島市議会決議を求める
請願

私たちの生存権を侵す四国電力伊方原発 3 号機再稼働に反対する広島市議会決議を求める。

【国の動き】

- 平成 25 年 1 月 25 日 第 3 回日本経済再生本部 安倍総理指示
「経済産業大臣は、前政権のエネルギー・環境戦略をゼロベースで見直し、エネルギーの安定供給、エネルギーコスト低減の観点も含め、責任あるエネルギー政策を構築すること。」
- 2 月 28 日 第百八十三回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説
「東京電力福島第一原発事故の反省に立ち、原子力規制委員会の下で、妥協することなく安全性を高める新たな安全文化を創り上げます。その上で**安全が確認された原発 (原文ママ)** は再稼働します。」
- 3 月 15 日 エネルギー政策の見直しを行う総合資源エネルギー調査会総合部会が再開
- 7 月 8 日 原子力の**安全基準 (原文ママ)** を示す「新規制基準」の施行 (原子力規制委員会)
- 7 月 8 日～ 12 日 四国電力のほか 3 電力会社が、伊方原発 3 号機を含む 6 原発 12 基について、原子力規制委員会に新規制基準適合性に係る審査を申請
- 9 月 7 日 内外記者会見における安倍総理発言
「エネルギーの安定供給、エネルギーコスト低減の観点も含めて、責任あるエネルギー政策を構築していく。原子力比率は引き下げていく。」
「原発の再稼働については、世界で最も厳しい**安全基準 (原文ママ)** の下で、判断していくこととしている。」

【本市 (広島市のこと) の対応】

エネルギー政策は、エネルギーが国民の経済や生活を支える基盤であることを踏まえて、国民経済や国民生活全般に責任を持つ国が決定すべきものと考えています。国は、原子力発電については、基幹エネルギーとして位置づけてきましたが、平成 23 年 3 月の福島第一原子力発電所の事故により、原子力発電に対する国民の信頼が大きく失われたことから、本市は国に、国民の理解と信頼が得られるよう早急にエネルギー政策を見直し、具体的な対応策を講じるよう要望してきたところ。国は、現在、エネルギー政策の見直しを進めており、本市としては、原子力発電の再稼働については、現在、国が進めているエネルギー政策の見直し等の取組の中で、国及び関係当事者において判断されるものと考えています。

表 1 全面緊急事態における避難や一時移転の目安

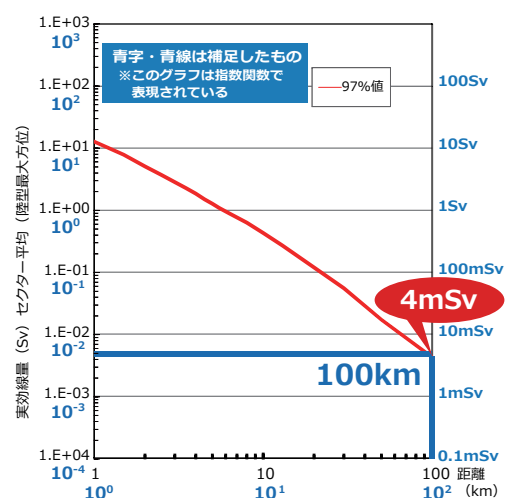
PAZ (～概ね 5km)	OIL 1 即時避難 500μSv/h (※地上1mで計測した場合の空間線量率)
UPZ (概ね 5～30km)	OIL 2 一時移転の実施 20μSv/h (※地上1mで計測した場合の空間線量率)
UPZ外 (概ね30km～) ※広島市が該当	30km以上であってブルーム (放射性物質を大量に含んだ蒸気や雲) が通過すると見られる地域。モニタリングの結果、ブルームがあれば OIL 2

PAZ : Precautionary Action Zone 予防的防護措置を準備する区域
UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone 緊急時防護措置を計画する区域
【参照資料】原子力規制委員会「原子力災害対策指針」2013 年 9 月 5 日全部改正より
http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/data/130905_saitaishishin.pdf

【「安全基準」の用語法について】

現在の原子力規制委員会は原発再稼働のための基準・規則 (原子力委員会規則) を作成する基本的考え方を「原発は苛酷事故を起こさない」(原発安全神話) から、「原発は苛酷事故を起こす可能性がある」という考え方に大転換した。現在世界標準になっている考え方である。そして「確率的安全性評価」(Probabilistic Safety Assessment - PSA) 手法を取り入れた。PSA によれば定めた安全目標に対応する性能目標を定める。その性能目標を基準化した項目を規制基準とする。IAEA の用語を使えば、「Regulatory Requirement」に相当する。だから、もともと規制委員会は「安全基準」を定めたのではない。「原発安全神話」時代は文字通り「安全基準」であり、これを満足すれば「苛酷事故」などは起こらないはずだった。現規制委員会の「安全基準」もそのようなものとして捉える傾向が一般にはあったし、現在もそうである。現規制委員会はこれに大きな問題を感じ、2013 年 4 月 3 日の定例委員会で「安全基準」という言葉を排して「規制基準」という用語を使用することを決定した。それはまさしく旧原発安全神話時代同様「基準を満たせば安全だと誤解される」(田中俊一原子力規制委員長) からだった。この広島市当局の回答も「規制基準」を、原発安全神話時代の「安全基準」と誤解して捉えている。「世界一厳しい安全基準」という安倍晋三首相も現在の規制基準の成り立ちを理解していないというべきだろう。また規制基準を批判する側にも、原発安全神話時代の「安全基準」と同一視する立場からの誤解に基づく批判も往々にしてみられる。「安全基準」という用語を単に「規制基準」と言いかえたのではない。原子力規制に対する考え方を根本から変えたのだ。従って規制委員会が警告するように「規制基準」を満たしたからといって原発の安全性が担保されたわけではない。

図 1 原子力規制委員会が示した距離と予想被曝線量の関係
広島市役所は伊方原発から 100km



- ・ 1 日の被曝線量 4mSv ÷ 7 日間 = 約 571.4μSv
- ・ 1 日 24 時間を 8 時間戸外、16 時間戸内で過ごすものとし、木造家屋の遮蔽効果を 60% とする。
- ・ 求める空間線量率を「A」とすれば、以下ようになる。
(A × 8 時間) + (A × 16 時間 × 40%) = 571.4μSv
従って空間線量率「A」は **39.68μSv/h、約 40μSv/h**